

練馬区教育委員会教育長 宛て

## 転入の申立書

令和3年4月練馬区内保育園等の利用申込みにあたり、下記のとおり申し立てます。

### 記

申込書に転入予定住所・転入予定日が確認できる資料を添付できない理由

保護者住所： \_\_\_\_\_

保護者氏名：<sup>フリガナ</sup> \_\_\_\_\_

児童氏名：<sup>フリガナ</sup> \_\_\_\_\_

児童生年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

### ※ご注意

- ・この申立書を提出した場合、区外在住者に対する申込みの制限は解除されますが、練馬区保育実施基準表の調整指数4番または5番を適用し、加算の調整指数は適用しません。「令和3年度保育利用のご案内」(P. 29、P. 31 参照)
- ・この申立書を提出して、保育の利用が内定した場合も、令和3年3月5日(金)(必着)までに練馬区への転入予定住所・転入予定日が確認できる資料(売買契約書や賃貸借契約書のコピー等)を提出できないときは、保育の利用の内定を取り消す場合があります。
- ・申込締切日までに練馬区への転入予定住所・転入予定日が確認できる資料(売買契約書や賃貸借契約書のコピー等)を提出した場合、本申立書は失効し、転入予定者としての申込みに取り替えて利用調整します。
- ・利用希望月の1日までに練馬区へ転入のうえ、住民票を異動し、改めて練馬区での申込みが必要です。内定した方で入園月の1日までに手続きがない場合、内定を取り消す場合があります。

[問合せ先]

練馬区保育課入園相談係

TEL 03-5984-5848